

資料編

1 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会条例

(設置)

第1条 台風時の高波浪や高潮及び今後発生が想定される津波に対して、地域住民の安全及び安心を確保するための西地区漁港海岸整備計画の策定に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、漁港の防災及び減災のための対策に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者並びに関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会の開催経緯

	議事内容
第1回 (平成27年7月27日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名について 2 傍聴要領及び議事録の取り扱いについて 3 市長から西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員長への諮問 4 「西地区漁港海岸整備計画策定検討事業」について <ol style="list-style-type: none"> ①計画策定の経緯と背景 ②計画の位置付け ③検討の進め方について ④整備方針（案）について
第2回 (平成28年2月16日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 西地区漁港海岸整備計画（素案）について <ol style="list-style-type: none"> ①ゾーニングの考え方 ②整備対象箇所の抽出までの考え方 ③対策工法（ハード or ソフト）選定の考え方 ④優先順位の検討の考え方
第3回 (平成28年8月2日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 西地区漁港海岸整備計画（案）について <ol style="list-style-type: none"> ①20地区のタイプ分けと海岸防護のあり方について ②計画天端高の設定について ③整備対象箇所の抽出について ④対策方法について ⑤整備優先度について ⑥計画書の構成について 2 答申書について
第4回 (平成28年12月13日)	<ol style="list-style-type: none"> 1 西地区漁港海岸整備計画の最終案について 2 西地区漁港海岸整備計画の答申について

3 西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員名簿

	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	桜井 慎一	日本大学理工学部海洋建築工学科 教授	委員長
2	学識経験者	岡安 章夫	東京海洋大学学術研究院 海洋環境学部門 教授	職務代理者
3	市 民	乾 周一郎	大楠連合町内会 会長	※平成 28 年 5 月 13 日付 で新倉委員 へ変更
		新倉 繁		
4	市 民	岩崎 健次	佐島町内会 運営委員	
5	市 民	原 忠	長井連合町内会 会長	
6	市 民	近山 通正	長井連合町内会 副会長	
7	専門的知識を 有する者	林 浩志	(一財) 漁港漁場漁村総合研究所 第 1 調査研究部 次長	
8	関係団体の 代表者	福本 憲治	横須賀市大楠漁業協同組合 代表理事組合長	
9	関係団体の 代表者	太田 議	長井町漁業協同組合 代表理事組合長	
10	関係行政機関の 職員	佐藤 映	神奈川県横須賀土木事務所 河川砂防課 課長	※平成 28 年 4 月 1 日付 で田宮委員 へ変更
		田宮 祐一		

4 諮問

横港企第 24 号

平成 27 年（2015 年）7 月 27 日

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会委員長 様

横須賀市長 吉 田 雄 人

西地区漁港海岸整備計画の策定について（諮問）

横須賀市では、平成 21 年 10 月の台風 18 号による越波・浸水被害や、平成 27 年 3 月に変更された神奈川県相模灘沿岸海岸保全基本計画を受け、本市の西地区海岸を対象とした津波や高潮からの防護や避難等のあり方を検討し、地域住民の安全・安心を確保するため、平成 27 年度から 28 年度の 2 か年で西地区漁港海岸整備計画を策定することといたしました。

つきましては、西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会条例に基づき、西地区漁港海岸整備計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。



5 答申

平成 28 年（2016 年）12 月 21 日

横須賀市長 吉田 雄人 様

西地区漁港海岸整備計画策定検討委員会
委員長 桜井 慎一

西地区漁港海岸整備計画の策定について（答申）

当委員会では、平成 27 年 7 月 27 日付、横港企第 24 号により諮問のありました「西地区漁港海岸整備計画の策定」について、平成 27 年 7 月から 4 回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

その結果、当委員会として別添の「西地区漁港海岸整備計画」のとおり、とりまとめましたので答申いたします。

※別添・・・計画書



6 用語集（五十音順）

○うちあげ高[うちあげだか]

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのこと。

○L2津波[えるつ一つなみ]

発生頻度が概ね数百年から千年に1回程度で極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。

○L1津波[えるわんつなみ]

概ね数十年から百数十年に1回程度の頻度で発生し、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

○沖波周期（ T_0 ）[おきなみしゅうき（ていぜろ）]

沖波において、ある1点で一つの波の山の頂き（波峰）が現れてから、次の波峰が現れるまでの時間。

○沖波波高（ H_0 ）[おきなみはこう（えいちぜろ）]

沖波における一つの波峰と波の谷までの高さの差のこと。

○海岸法[かいがんほう]

津波・高潮・波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を保護し、もって国土の保全に資することを目的として昭和31年に制定された法律。平成11年に防護・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。さらに平成26年には、津波や高潮等に対する防災・減災の推進、海岸の適切な維持管理の確保などのため、一部改正が行われた。

○海岸保全基本計画[かいがんほぜんきほんけいかく]

海岸法に基づいて施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、防護・環境・利用等、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の71沿岸区分ごとに定めるもの。

○海岸保全区域[かいがんほぜんくいき]

津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として指定された区域をいう。

○海岸保全施設[かいがんほぜんしせつ]

海岸保全区域（津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入または海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。

○既往最高潮位（H. H. W. L. , Highest High Water Level）[きおうさいこうちうい]

潮位の観測開始から現在までの間に記録された最高の潮位。

○計画天端高・天端高[けいかくてんばだか・てんばだか]

構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、ある基準から天端までの高さをいう。

○朔望平均満潮位（H.W.L. High Water Level）[さくぼうへいきんまんちょうい]

満潮と干潮の潮位差を潮差と呼ぶ。潮差は1か月の間では、新月（朔）と満月（望）よりそれぞれ1～3日遅れた頃が最も大きく、これを大潮と言い、朔および望の日から5日以内に現れる各月の最高潮位を平均したものを朔望平均満潮位という。

○自主防災組織[じしゅぼうさいそしき]

災害時での助け合いを目的とし、地域住民が連帯感をもって「自分たちの地域は自分たちで守る」との認識のもと結成された組織。

○自然環境保全地域[しぜんかんきょうほぜんちいき]

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件から見て、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定した地域。

○浸水深[しんすいしん]

津波などによって市街地や家屋、田畑が浸水した際の地面から水面までの高さ（深さ）。

○水産物流通拠点漁港[すいさんぶつりゅうつうきよてんぎょこう]

水産物の生産、流通に一体性を有する範囲として設定される圏域において、水産物を集約する産地市場があるなど、水産物流通の拠点的な役割を果たすことを目的に位置付けられた漁港。（三浦半島・相模湾東部圏域の水産物流通拠点漁港：三崎漁港、長井漁港）

○設計高潮位[せつけいこうちょうい]

朔望平均満潮位に高潮による海面上昇等を加えた潮位であり、高潮対策を考えるうえで基準とする潮位のこと。

○せり上がり[せりあがり]

津波が堤防等に衝突した際に、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。

○高潮[たかしお]

台風や低気圧により海水面が異常に上昇する現象であり、この時の海面上昇量を高潮偏差という。南に面した湾では、湾の西側を台風が通過するときに起こりやすい。

○潮位基準面[ちょういきじゅんめん]

潮位の基準となる高さのこと。この基準面には、東京湾平均海面（T.P）などがある。

○津波[つなみ]

海底地震の際の地殻変動によって広範囲に海底が急激に上下運動し、それに応じて起こる周期の長い波のこと。

○津波高[つなみだか]

「津波の高さ」という意味で用いられる表現。

○T. P. (東京湾平均海面、Tokyo Peil) [ていーぴー、とうきょうわんへいきんかいめん]

東京湾における平均水面。国土地理院の地形図における高さの基準として用いられている。

○粘り強い構造[ねばりづよいこうぞう]

発生頻度の高い津波（L1津波）を超える津波に対しても、可能な限り、被害を受けたとしても全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばし早期復旧が可能となる構造上の工夫。

○偏差[へんさ]

台風などの低気圧や高気圧の通過に伴う気圧変動、風などによって生じる海面の変化（気象潮）と、月や太陽の引力によって生じる海面の変化（天文潮）との潮位差。

○防護水準[ぼうごすいじゅん]

海岸に作用する外力から海岸を守るために設けた、外力の水準のこと。

○横須賀市地域防災計画[よこすかしちいきぼうさいけいかく]

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議策定する計画であり、災害の種類に応じて4つの対策計画（地震災害、風水害、都市災害、原子力災害）で構成されている。

○余裕高[よゆうだか]

堤防等の天端高設定において、若干の不可実性を考慮して設定する高さのこと。



西地区漁港海岸整備計画

平成 29 年（2017 年）3 月

横須賀市港湾部港湾企画課
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地
電話：046-822-8438 FAX：046-826-3210
E-mail：pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 28 年横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[ランク A]のみを用いて作成しています。
この冊子は 200 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 1,263 円です。